

Spc jinjiken news

育児休業給付金増額 半年間3分の2に引き上げ 男性の取得促す(10月28日)

厚生労働省は10月25日、育児休業を取得した間の所得を補う「育児休業給付」を拡大する方針を出した。育休前の賃金の5割を補償しているところを、育休の当初半年間に限り3分の2に引き上げる案を、10月29日に開く専門部会に提出し、2014年の通常国会に雇用保険法改正案を提出し2014年度中の実施を目指す。男女ともに育休を取りやすい環境をつくり、子育て支援や少子化対策につなげる狙いがある。特に所得が減るとして育児休業取得に消極的だった男性の取得率向上も見込んでいる。なお、2012年度の育休所得率は女性の83.6%に対し男性は1.89%にとどまっている。共働き夫婦が交代で育休を取る場合は、最大で半年ずつ計1年間の増額が可能となる。

連合が5年ぶりにベア1%以上を要求(10月25日)

連合は、来年の春闘で年齢や勤続年数に応じて賃金が上がる定期昇給(2%)を確保したうえで、全組合員の賃金を一律で1%以上引き上げるベースアップ(ベア)の実施を5年ぶりに要求する方針を決定した。大企業との格差を埋める必要がある中小企業については、さらに

1%程度の上乗せを要求する。



9月の国内建設受注額が急増(10月25日)

日本建設業連合会が会員企業98社に行った9月の国内建設受注額の結果を発表し、受注額が2兆4,161億円(前年同月比約2.1倍)となったことがわかった。来年の消費増税を前に、病院や学校などの「サービス業」による駆込み工事が急増した。

国保・後期高齢者の保険料軽減対象が拡大(10月24日)

厚生労働省は、国民健康保険と後期高齢者医療の保険料について軽減措置をとる低所得者の対象を2014年4月から増やす方針を社会保障審議会医療保険部会に示した。これによって保険料が軽減される対象者は、新たに510万人(国保400万人、後期高齢者110万人)となる見込み。

建設会社の約4割が賃上げ 国交省調査(10月23日)

国土交通省が公共工事などに携わる労働者の賃金調査の結果を発表し、賃金を引き上げたか(もしくは予定している)と回答した企業が35.5%に上り、据え置いた企業(33.6%)を上回ったことがわかった。引上げの理由には、労働者の確保や業界の発展のためなどが挙がっていた。

雇い主の違反による厚生年金の加入漏れが 350万人超（10月23日）

田村厚生労働大臣が政府の推計結果を発表し、厚生年金の加入資格があるにもかかわらず、雇い主が手続きを怠ったために未加入のままになっている人が350万～400万人に上ることがわかった。厚生労働省は手続きを怠っている事業所の把握に向け、日本年金機構などと連携を強める方針。

均等法省令改正で「間接差別」の内容を見直し へ 厚労省（10月16日）

厚生労働省は、昇進や職種変更に関して、合理的理由のない転居を伴う転勤に応じることを条件にする「間接差別」を禁じる方針を明らかにした。育児や介護などの理由で転勤が難しい人が不利にならないようにするため、男女雇用機会均等法の省令を改正して「間接差別」の内容を見直す。年内の省令公布を目指す。

世帯間の所得格差が過去最大に（10月12日）

厚生労働省が2011年の「所得再分配調査」の結果を発表し、所得格差を示す「ジニ係数」（0～1の間で、1に近いほど格差が大きくなる）が0.5536（3年前の前回調査比0.0218ポイント上昇）となり、過去最大を更新したことがわかった。高齢化により所得の少ない世帯が増加したことなどが原因。

〔関連リンク〕

所得再分配調査（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/96-1.html>

消費増税分の約6割を年金関連で消化 （10月9日）

厚生労働省と内閣府は、消費増税に伴う2014年度の増収額（5.1兆円）の使い道の詳細を明らかにした。このうち、子ども・子育て支援を中心とした社会保障の充実には5,000億円が充てられる。また、基礎年金の国庫負担分の返済などにも充てるため、全体の約6割（約3兆円）を年金関連で消化する。

「解雇規制緩和」の対象は専門職に限定 （10月5日）

「国家戦略特区」の検討を進める有識者ワーキンググループの八田達夫座長は、特区での解雇等の規制緩和対象を、弁護士などの専門職と大学院卒者に限定することを明らかにした。労働時間の特例については見送りとなり、今月から始まる臨時国会での法案提出に向け調整に入る。

特区での「ホワイトカラー・エグゼンプション」 導入を断念（10月5日）

政府は、成長戦略の柱と位置付ける「国家戦略特区」において、一定水準以上の年収がある人の残業代をゼロにできる「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入を断念したことを明らかにした。同制度の導入については、厚生労働省から強い反発が出ていた。



トピックス 地域別の最低賃金が変更されました！

平成25年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。すべての都道府県において増額改定が行われ、全国加重平均で対前年比15円の上昇となりました。

時給制のパート・アルバイトだけでなく、固定残業代の多い月給制の社員についても、最低賃金以上になっているか、きちんと確認することが大切です。違反すると、50万円以下の罰金を科されることがあります。

都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成24年度	都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成24年度
北海道	734円 (719円)	滋賀	730円 (716円)
青森	665円 (654円)	京都	773円 (759円)
岩手	665円 (653円)	大阪	819円 (800円)
宮城	696円 (685円)	兵庫	761円 (749円)
秋田	665円 (654円)	奈良	710円 (699円)
山形	665円 (654円)	和歌山	701円 (690円)
福島	675円 (664円)	鳥取	664円 (653円)
茨城	713円 (699円)	島根	664円 (652円)
栃木	718円 (705円)	岡山	703円 (691円)
群馬	707円 (696円)	広島	733円 (719円)
埼玉	785円 (771円)	山口	701円 (690円)
千葉	777円 (756円)	徳島	666円 (654円)
東京	869円 (850円)	香川	686円 (674円)
神奈川	868円 (849円)	愛媛	666円 (654円)
新潟	701円 (689円)	高知	664円 (652円)
富山	712円 (700円)	福岡	712円 (701円)
石川	704円 (693円)	佐賀	664円 (653円)
福井	701円 (690円)	長崎	664円 (653円)
山梨	706円 (695円)	熊本	664円 (653円)
長野	713円 (700円)	大分	664円 (653円)
岐阜	724円 (713円)	宮崎	664円 (653円)
静岡	749円 (735円)	鹿児島	665円 (654円)
愛知	780円 (758円)	沖縄	664円 (653円)
三重	737円 (724円)		
全国加重平均額			
		764円	(749円)

最低賃金の計算方法を確認しておきましょう

時給制の場合

「時間給 最低賃金額」ならOK

日給制の場合

{日給 ÷ 1日の所定労働時間} 最低賃金額」ならOK

月給制の場合

{(月給 × 12) ÷ 年間総所定労働時間} 最低賃金額」ならOK

新情報！ 平成25年10月分から、公的年金の額を引き下げ

国民年金・厚生年金保険などの公的年金の額について、平成25年10月以降の月分から、1%引き下げることとされました。

〔解説〕平成24年11月に成立した改正法の規定に基づき、平成11年～13年までの間において、物価が下落したにもかかわらず年金額を据え置いた影響で、法律が本来想定している水準よりも2.5%高い水準になっているものについて、段階的に解消を行うこととされました。

平成25年10月から26年3月までの年金額については、平成24年の物価の対前年比変動率が0.0%であったことから、物価の変動による解消幅の増減は無く、今回の解消において年金額は1.0%の引下げとなりました。

物価・賃金の変動がない場合の解消のスケジュールは、H25.10. 1.0%、H26.4. 1.0%、H27.4. 0.5%。

国民年金・厚生年金保険の特例水準の年金額

1. 国民年金の特例水準の年金額（主要なもの）

	平成25年9月分まで	平成25年10月分から
老齢基礎年金	804,200円×0.978(786,500円)	804,200円×0.968(778,500円)
障害基礎年金 1級	2級×1.25(983,100円)	2級×1.25(973,100円)
障害基礎年金 2級	804,200円×0.978(786,500円)	804,200円×0.968(778,500円)
遺族基礎年金	804,200円×0.978(786,500円)	804,200円×0.968(778,500円)
子の加算額 (第2子まで)	231,400円×0.978(226,300円)	231,400円×0.968(224,000円)
子の加算額 (第3子以降)	77,100円×0.978(75,400円)	77,100円×0.968(74,600円)

2. 厚生年金保険の特例水準の年金額（主要なもの）

	平成25年9月分まで	平成25年10月分から
報酬比例部分の額	平成16年改正前の額(計算後に0.978を乗じる)	平成16年改正前の額(計算後に0.968を乗じる)
定額部分の額	平成16年改正前の額〔基本単価は1,676円〕(計算後に0.978を乗じる)	平成16年改正前の額〔基本単価は1,676円〕(計算後に0.968を乗じる)
配偶者加給年金額	231,400円×0.978(226,300円)	231,400円×0.968(224,000円)
子の加給年金額 (第2子まで)	231,400円×0.978(226,300円)	231,400円×0.968(224,000円)
子の加給年金額 (第3子以降)	77,100円×0.978(75,400円)	77,100円×0.968(74,600円)
中高齢寡婦加算	603,200円×0.978(589,900円)	603,200円×0.968(583,900円)

注. 表はいずれも年額。支払いは、年額を12等分(1円未満切捨て)し1か月分を算出し、2か月分をまとめて、年6回の支払期月に支払われる(改定後の額で最初に支払われるのは、12月の支払期月となる)。